

児童福祉

児童福祉法は、昭和22年12月に「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」また、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」ことを児童福祉の理念として制定されました。

その理念に関する法改正が平成28年6月に行われ、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、愛されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」ことが明記されました。

令和5年4月には、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」することを目的とした「こども基本法」が施行され、こども政策の司令塔としてこども家庭庁が創設されました。

豊島区では平成18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。そして、「すべての子どもの最善の利益が考慮され、家庭や地域のなかで子どもが成長し、子育てに伴う喜びが実感できるまちづくり」を基本理念とする「豊島区子どもプラン」を策定しました。

また、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充とともに質の向上に取り組んでいます。

さらに、令和2年3月には「すべての子ども・若者の権利が保障され 豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」を基本理念とする「豊島区子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者・子育て支援施策を総合的、計画的に実施しています。

そして、令和5年2月には豊島区児童相談所を開設しました。「豊島区の子どもは豊島区が守る」という決意のもと、基礎自治体における児童相談所としての強みを最大限に活かし、関係機関との横の連携を通して、子育て家庭に対する出産前からの一貫した切れ目ない支援や、きめ細かな対応を行うとともに、児童虐待の防止に向けて全力で取り組んでいます。

1. 子ども・若者総合計画(子ども・子育て支援事業計画)	19
2. 子ども・子育て会議	19
3. 子どもの権利委員会	19
4. 子どもの権利擁護委員	20
5. としま子どもの権利相談室	20
6. 児童福祉審議会	20
7. 児童相談所	20
8. 子ども家庭支援センター	22
9. 子育てインフォメーション	26
10. 相談・指導	26
11. 乳幼児健全育成相談事業	27
12. マイほいくえん事業	27
13. 入院助産	28
14. 短期特例保育	28
15. 子どもショートステイ事業	28
16. ファミリー・サポート・センター事業	29
17. 育児支援ヘルパー事業	30
18. 子育て訪問相談事業	30
19. 巡回子育て発達相談事業	30
20. ゆりかご・としま事業(産婦対象分)	30
21. 子どもの医療費助成①・②・③	31
22. ひとり親家庭等医療費助成	31
23. 手当	32
24. 保育所	36
25. 小規模保育事業	43
26. 家庭的保育事業	43
27. 認証保育所	43
28. 認可外保育施設等利用者への施設等利用費	44
29. 私立幼稚園等園児保護者補助金	44
30. 特定教育・保育施設特定負担額補助金	45
31. 外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金	46
32. 放課後対策事業(子どもスキップ)	47
33. 中高生センター(ジャンプ)	49

1. 子ども・若者総合計画（子ども・子育て支援事業計画） 子ども若者課

豊島区では、平成17年、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画「豊島区子どもプラン」（計画期間平成17～26年度）、平成22年にはその後期5年間の見直しを行い「豊島区子どもプラン（後期計画）」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

この間、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢の変化等に伴い、少子化がますます進行するとともに、子どもや子どもを育てる環境も大きく変わりつつあります。

こうした背景を踏まえ、平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法が成立し、①乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②待機児童対策の推進、③地域の子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度にスタートしました。

新制度では「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられており、5年間の計画期間における保育や地域の子育て支援の見込み量及びその確保方策を定めることになっています

そこで、平成27年3月の子どもプラン（後期計画）の改定に合わせて、子ども・子育て支援事業計画を包含する新たな子どもプランを策定しました。

さらに、子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成31年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定にあたり、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性を含めるとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んだ子ども・若者に関する総合計画として、令和2年3月に「豊島区子ども・若者総合計画」を策定しました。

(1) 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づく計画であるとともに、豊島区基本計画や、福祉、保健、医療、教育分野等の関連計画との整合を図ります。

(2) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

2. 子ども・子育て会議 子ども若者課

子ども・子育て支援事業計画の策定及び進捗管理、保育施設の定員等について調査審議するため、子ども・子育て支援法の規定に基づく区長の附属機関として、平成25年11月に設置しました。

3. 子どもの権利委員会 子ども若者課

豊島区子どもの権利に関する条例に基づく区長の附属機関として、平成30年3月に設置しました。学識経験者、子どもの権利擁護委員、地域団体等の10名で構成し、子

(3) 基本理念

「すべての子ども・若者の権利が保障され
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」

(4) 施策の体系

- I 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する
 - ① 子どもの権利に関する理解促進
 - ② 子どもの意見表明・参加の促進
 - ③ 子どもの居場所・活動の充実
 - ④ 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済
- II 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する
 - ① 子どもや家庭への医療・健康支援
 - ② 子育て家庭への支援
- III 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する
 - ① 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実
 - ② 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備
 - ③ 子ども・若者支援に関わる人への支援
- IV 若者の自立と社会参加を支援する
 - ① 若者の自立支援
 - ② 若者の参加支援
- V それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家庭を支援する
 - ① 状況に応じた支援
 - ② 相談体制の充実と情報発信
- VI 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する
 - ① 地域の力の活用
 - ② 安全・安心な社会環境の整備
 - ③ 子ども・若者が文化や芸術に親しむことができるまちづくり

(5) 子ども・子育て支援事業計画の体系

計画事業は、以下の3つに大別

- ① 教育・保育給付
- ② 施設等利用給付
- ③ 地域子ども・子育て支援事業

(6) 計画の推進に向けて

- ① 計画の進行管理
- ② 子ども・若者の権利を踏まえた計画の検証・推進
- ③ 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

区の子ども・子育て支援施策へ子育て当事者等の意見を反映するため、委員は、子どもの保護者や子育て支援事業者及び従事者、学識経験者等12名で構成しています。

どもの権利保障の状況等について調査審議し、制度の改善策を提言します。

4. 子どもの権利擁護委員 子ども若者課

豊島区子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利侵害について迅速かつ適切に対応し、救済・回復を支援するため、区長の附属機関として平成22年1月に第三者機

関となる子どもの権利擁護委員を設置しました。弁護士2名、臨床心理士1名の計3名に委嘱しています。

5. としま子どもの権利相談室 子ども若者課

子どもの権利を保障するため、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設します。相談室は、第三者機関となる子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員から構成され、相談員が子どもからの声やSOSを受け、権利侵害にかかる相談を子どもの権利擁護委員につなげていきます。

また、権利侵害にかかる適切な相談につなげていくため、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について正しく理解できるよう、子どもの権利の普及・啓発を図ります。

場所	千登世橋教育文化センター1階 教育センター内(豊島区雑司が谷3-1-7)
開設時間	火曜日から土曜日の午前10時から午後5時45分(祝日、年末年始は除く) ※当面の間の土曜日は閉室
相談方法	対面、電話、メール、手紙、FAX
対象	区内在住、在学、在勤の概ね18歳未満の子ども ※子どもの権利侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も可

6. 児童福祉審議会 子ども若者課

豊島区児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第8条第3項に基づく区長の附属機関として令和5年2月に設置しました。里親の認定に関する事項、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項、認定こども園法に規定する意

見の徴取に関する事項等を調査審議し、区長に意見を述べるため、学識経験者等20名で構成しています。

本委員会の他に専門的事項を調査審議するため4つの部会を設置しています。

7. 児童相談所 児童相談課

(1) 児童相談所の概要

児童相談所は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように、子どもと家族へ相談援助を行い、ともに考え問題を解決していく専門の相談機関です。

豊島区児童相談所の設置にあたっては、子育て支援部門と母子保健部門との密接な連携を図るため、児童相談所と

長崎健康相談所との複合施設として整備しました。

また、「子どもを守る最後の砦」として、子ども家庭支援センター及び保健所との三機関連携を構築し、子育て家庭に対する出産前からの一貫した切れ目ない支援により、虐待や養育困難家庭等への迅速かつ的確な対応を行います。

(施設の概要)

名 称	豊島区児童相談所
所 在 地	豊島区长崎3丁目6番24号
開 設 年 月 日	令和5年2月1日
相 談 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
閉 庁 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
電 話	03-6758-7910 ※緊急の場合 189 (全国児童相談所共通ダイヤル。24時間365日対応。)

(相談の種類)

相談区分		内容
養護相談		虐待相談 養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等） 迷子等に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談（乳児、虚弱児、疾病等に関する事等）
障害相談		知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障害相談等の障害に関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れに関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談

(2) 相談・通告の状況（相談受理件数）

※以下、児童相談所開設後の令和5年2月・3月における実績

①相談・通告受理件数：190件

②種類別・年齢区分別受理件数

[単位：件]

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他 相談	計
	虐待相談	その他相談						
令和4年度	113	27	0	18	5	13	14	190

③虐待相談対応状況

[単位：件]

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
令和4年度	36	1	34	12	83

(3) 一時保護の状況

①一時保護所入所状況

[単位：人]

	一時保護児童数			
		乳幼児	学齢男児	学齢女児
令和4年度	23	5	8	10

②相談種類別入所状況

[単位：人]

相談種別 年度	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他 相談	計
	虐待相談	その他相談						
令和4年度	16	1	0	0	3	3	0	23

8. 子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センター

(1) 子ども家庭支援センター事業

子ども家庭支援センターは、すべての子どもとその家族が、地域の中で健康で楽しく生き生き暮らしていけるような支援を、区と区民の協働により推進するための核となる場所として設置された施設です。

区内には、東部子ども家庭支援センターと西部子ども家庭支援センターの2か所の子ども家庭支援センターがあります。

一時保育と発達支援も、同センターで実施しています。

(施設の概要)

名 称		東部子ども家庭支援センター	西部子ども家庭支援センター	
所 在 地		上池袋 2-35-22	千早 4-6-14	
電 話		5980-5275	5966-3131	
開 設 年 月 日		平成 13 年 12 月 8 日	平成 13 年 11 月 17 日	
利 用 時 間	区分	月曜～金曜	土曜	日曜
	相 談	午前 9 時～午後 6 時	午前 9 時～午後 5 時	休み
	親子遊び広場	午前 10 時～午後 5 時		
	一 時 保 育	午前 9 時～午後 5 時	休み	
	発達支援事業室（西部のみ）	午前 9 時～午後 5 時	休み	
	多目的室・ミーティングルーム	午前 9 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 5 時	
休 館 日		国民の休日 年末年始		

(事業の内容)

名称	内容	利用対象者	利用料
相 談 事 業	子どもとその家族に関するあらゆる相談に対応し、関係機関と連携しながら解決を図る	0 歳～18 歳未満の子ども その保護者	
親子遊び広場事業	親子で気軽に立ち寄り、遊びながら情報交換や子育てに関する相談を行う	0 歳～就学前の子ども その保護者	
一 時 保 育 事 業	P24 (2) 一時保育事業 を参照	10 か月～就学前の子ども	1 時間 500 円
発 達 支 援 事 業	P24 (3) 発達支援事業 を参照	0 歳～就学前の子ども その保護者	
地域組織化活動事業	子育て・子育てを地域で支えあう活動や仲間作りを支援する	子育て支援事業に関わる者	
子どもの養育に関する相談	児童虐待の予防・対応を関係機関と連携しながらすすめる	妊婦と 0～18 歳未満の子ども	

(センター利用状況)

(単位：人)

年度	センター	総 利 用 者 数						東西合計
		相 談	広 場	一時保育	発 達	地域組織化	合 計	
30	東部	3,075	21,967	2,562		5,173	32,777	75,144
	西部	8,921	19,489	2,301	6,048	5,608	42,367	
元	東部	3,057	20,508	2,567		4,302	30,434	71,958
	西部	8,377	19,742	2,133	5,980	5,292	41,524	
2	東部	3,676	17,882	1,436		2,552	25,546	48,133
	西部	7,687	6,110	1,260	5,355	2,175	22,587	
3	東部	4,540	19,119	1,766		2,448	27,873	52,874
	西部	8,427	7,365	1,503	5,247	2,459	25,001	
4	東部	4,670	17,409	2,203		2,682	26,964	53,281
	西部	8,677	9,127	1,776	4,496	2,241	26,317	

(親子遊び広場)

(単位：人)

年度	センター	広場利用者数内訳			合計	東西合計
		0～6歳	その他の子ども	付添い		
30	東部	11,364	132	10,471	21,967	41,456
	西部	10,089	57	9,343	19,489	
元	東部	10,589	93	9,826	20,508	40,250
	西部	10,214	27	9,501	19,742	
2	東部	9,070	45	8,767	17,882	23,992
	西部	3,178	17	2,915	6,110	
3	東部	9,531	41	9,547	19,119	26,484
	西部	3,740	39	3,586	7,365	
4	東部	8,845	64	8,500	17,409	26,536
	西部	4,609	22	4,496	9,127	

(相談事業)

(単位：人)

年度	センター	相談形態						総利用者数				東西合計
		広場相談	面接相談 (内ゆりかご・としま)	電話	訪問	その他	計	保護者から	子どもから	その他から	計	
30	東部	519	382(260件)	496	1,551	127	3,075	2,888	5	182	3,075	11,996
	西部	2,261	4,528(254件)	479	1,138	515	8,921	8,295	1	625	8,921	
元	東部	557	351(253件)	540	1,485	124	3,057	2,870	2	185	3,057	11,434
	西部	1,830	4,369(236件)	640	1,104	434	8,377	7,701	0	676	8,377	
2	東部	535	385(277件)	645	2,029	82	3,676	3,386	2	288	3,676	11,363
	西部	833	3,818(274件)	897	1,678	461	7,687	6,728	1	958	7,687	
3	東部	1,082	534(385件)	598	2,243	83	4,540	4,108	2	430	4,540	12,967
	西部	1,128	4,335(304件)	617	1,717	630	8,427	7,196	2	1,229	8,427	
4	東部	1,645	444(364件)	603	1,836	142	4,670	4,291	7	372	4,670	13,347
	西部	1,335	4,288(295件)	597	2,096	361	8,677	7,569	0	1,108	8,677	

(相談内容内訳)

(単位：人)

年度	センター	相談内容内訳											計	東西合計
		子どもの発達等			育児・養育等				子育て環境		その他			
		健康	基本的 生活習慣	躾・発達	しつけ	非行	養育不安	虐待	家庭生活環境	経済・就労	問合地	その他		
30	東部	280	700	391	59	1	429	27	279	3	310	596	3,075	11,996
	西部	591	833	6,051	171	0	208	0	375	0	180	512	8,921	
元	東部	434	626	326	53	1	389	13	292	12	309	602	3,057	11,434
	西部	247	1,134	5,645	67	0	153	0	409	3	161	558	8,377	
2	東部	544	552	274	57	3	462	27	625	13	367	752	3,676	11,363
	西部	129	605	4,839	62	0	104	0	1,147	3	234	564	7,687	
3	東部	916	479	400	97	1	562	17	638	8	585	837	4,540	12,967
	西部	250	414	5,405	68	0	123	0	1,314	0	293	560	8,427	
4	東部	1,558	452	336	90	2	153	24	533	0	703	819	4,670	13,347
	西部	382	353	5,083	23	0	193	1	1,475	3	491	673	8,677	

(2) 一時保育事業

〔事業開始：平成10年8月〕

保護者が通院、PTA、仕事、リフレッシュ、その他の理由で、家庭での保育が一時的に困難になるとき、乳幼児を時間単位で預かり、保育します。平成18年4月より、区外の方は利用できなくなりました。

〈保育対象児童〉 満10か月～就学前の児童

〈保育時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く。)

〈保育料〉 1時間：500円

【利用状況】

(単位：人)

年度	センター	児童数	合計	利用時間		保育児童年齢					利用理由						
				3時間まで	3時間超	0歳	1歳	2歳	3歳	4/5歳	仕事	通院	通学	PTA	諸手続き	看護	その他
30	東部	2,562	4,863	630	1,932	217	883	840	444	178	577	346	5	85	204	16	1,329
	西部	2,301		549	1,752	197	844	634	381	245	466	304	42	104	173	8	1,204
元	東部	2,567	4,700	594	1,973	210	1,401	525	234	197	549	245	87	73	270	2	1,341
	西部	2,133		363	1,770	176	846	594	302	215	465	248	5	60	109	5	1,241
2	東部	1,436	2,696	410	1,026	167	684	384	130	71	293	213	92	9	149	3	677
	西部	1,260		338	922	102	446	375	174	163	294	149	11	6	102	12	686
3	東部	1,766	3,269	516	1,250	178	794	466	255	73	292	206	25	11	123	2	1,107
	西部	1,503		384	1,119	150	820	258	162	113	479	160	14	5	71	1	773
4	東部	2,203	3,979	475	1,728	268	1,073	556	176	130	360	44	313	17	163	3	1,303
	西部	1,776		307	1,469	108	854	440	194	180	483	193	17	22	86	8	967

(3) 発達支援事業 (心身障害児通園事業)

〔事業開始：昭和57年4月に心身障害者福祉センターにおいて事業開始、平成13年10月までは心身障害者福祉センターの幼児訓練事業、同年11月以降は子育て支援課西部子ども家庭支援センターに移管〕

〈相談事業〉

発達に問題の見られる乳幼児の保護者からの、発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関への連絡、紹介等を行います。相談は次の種類に分かれています。

【相談事業内容】

区分	内 容		実施日
発達相談	発達、療育に関わるあらゆる問題についての相談		予 約 制
専門相談 (予約制)	小児科	心身に障害のある幼児の医療、療育に関する相談	不定期 月1回
	小児精神科	知的発達の障害、情緒障害、自閉的傾向のある幼児の養育上の悩みなどの相談	不定期 月2回
	言語指導	言葉の遅れ、構音障害などの相談	不定期 週4回
	理学療法	身体に障害をもつ乳幼児の身体機能の訓練等に関する相談	不定期 月6回
	作業療法		不定期 週4回

〈計画相談〉 (障害児相談支援)

障害児通所支援を申請し、サービス等利用計画の作成が必要と認められる場合、利用計画の作成や見直し(モニタリング)を行います。子どもの自立した生活を支え、子

もの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

※平成27年度試行、平成28年度より本格実施

【相談内訳】

(単位：件)

	発 達 相 談 内 訳								発達相談	専門相談	※ 計画相談	合計	月平均
	療育方針	発達把握	医療・健康	訓練	教育・保育	家庭生活	見学	その他					
30	405	911	51	1	1	15	46	49	1,479	2,962	607	5,048	420
元	462	901	33	1	0	13	59	36	1,505	2,846	586	4,937	411
2	555	904	5	0	3	16	74	39	1,596	2,529	431	4,556	380
3	469	1,218	19	0	3	2	154	42	1,907	2,839	302	5,048	421
4	345	976	27	0	12	9	83	5	1,457	2,945	277	4,679	390

〈通園指導事業〉

ア 親子通所指導 (ひよこグループ・うさぎグループ)

日常生活の中で、子どもの持っている能力が十分に発揮されるよう指導、援助を行うとともに、家族及び母親が抱えている様々な状況を理解、受容しながら信頼関係を築

き、母親が安定した気持ちで子育てができるように援助を行います。

【 在籍、入退所、出席状況（各年度 年度末現在） 】

区分 年度	入所児童数 [※] 人	年度途中の 退所児童数 人	年度途中で毎日 通所指導に移行 した児童数 人	その他（他グル ープへの移行） 人	年度末現在在籍児 童数（年度末退 所・移行児童数） 人	開所日数 日	延出席 児童数 人	出席率 %
30	20	1	4	1	14(7)	274	886	76.0
元	20	4	0	3	13(10)	269	872	76.0
2	18	1	1	1	12(7)	198	684	87
3	17	0	2	0	5(12)	232	730	78
4	12	0	2	0	8(5)	245	650	75

※ 前年度からの在籍児童数と新規入所児童数を含む

イ 毎日通所指導（ぞうグループ）

子ども一人ひとりの個性を尊重し、情緒の安定を図りながら、小集団の生活の中で、初歩の表現力、社会性、自立心を培えるように指導、援助を行います。

（昭和 62 年千川こどもの家から心身障害者福祉センター
幼児訓練事業に統合。平成 13 年 11 月、西部子ども家庭支
援センター発達支援事業に移管）

【 在籍、入退所、出席状況（各年度 年度末現在） 】

区分 年度	入所児童数 [※] 人	年度途中の 退所児童数 人	年度末現在在籍児 童数（年度末退所・移 行児童数） 人	開所日数 日	延出席児童数 人	出席率 %
30	7	0	6(0)	190	698	74.0
元	7	0	7(2)	186	939	72.0
2	7	0	7(7)	159	868	84.0
3	5	0	3(2)	189	728	92.0
4	6	2	4(2)	188	501	80.0

※ 前年度からの在籍児童数と親子グループからの移行児童数を含む

【 退所・移行児童の進路（令和 4 年度） 】

令和 4 年 4 月 1 日現在

普通学級 人	特別支援学級 人	特別支援学校 人	保育園 人	幼稚園 人	療育施設 人	転出 人	その他 人	計 人
0	0	0	2	5	0	0	0	7

ウ 個別指導（パンダグループ）

〔事業開始：昭和 57 年 4 月〕

幼稚園、保育園に通っている心身の発達に何らかの問題や障害を持っている子ども（0 歳～就学前）及びグループ通所児とその家族を対象に、障害や、発達の遅れから生じる

日常生活上の問題を軽減するために、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士による個別の指導、援助を行います。

【 個別指導実施状況 】

（令和 4 年度延人数）

	理学療法指導 人	作業療法指導 人	言語指導 人	発達指導（心理） 人	合 計 人
親子通所	29	32	37	49	147
毎日通所	11	16	18	21	66
個別指導	71	328	361	104	864
支援グループ	0	41	21	7	69
入所児童数	111	417	437	181	1,146

【指導児障害別内訳】

(令和4年度末現在)

	運動障害	発達遅滞	重複障害	言語障害	その他	合計
	人	人	人	人	人	人
単 独 通 所	0	4	0	0	0	4
親 子 通 所	0	12	0	0	0	12
個 別 指 導	0	165	0	0	0	165
支援グループ	0	5	0	0	0	5
合 計	0	186	0	0	0	186

エ 在園児フォローグループ

(ラッコ・コアラグループ)

親子で参加し、親子遊びを楽しみながら子どもの気持ちや発達の状況を理解できるよう援助します。また、学習会や懇談会を実施し、子育てや就学等の悩みについて話し合い、今後への見通しが持てるよう、一緒に考えていきます。29年度末で〈ラッコグループ〉は終了しました。

年 度	延日数 (単位：日)		延出席児童数 (単位：日)	
	コアラ	ラッコ	コアラ	ラッコ
30	35	/	128	/
元	38		125	
2	26		146	
3	28		129	
4	32		127	

オ 就園児フォローグループ

(きりんグループ)

集団生活に向けて、よりスムーズに適應できるように小集団の中で社会性や生活面の支援を行います。また、就園に向けて保護者の悩みについて一緒に考えていきます。

年 度	延日数 (単位：日)	延出席児童数 (単位：日)
	きりん	
30	25	88
元	22	32
2	22	49
3	17	27
4	参加希望の対象者なしのため不実施	

9. 子育てインフォメーション 子育て支援課

〔事業開始：平成27年5月〕

子育てナビゲーターが、妊娠・出産期から子育て期間全般にわたる幅広い相談を受け、情報提供や適切な窓口を案内するほか、必要に応じて関係機関に連携しています。

年 度	30	元	2	3	4
	件	件	件	件	件
受付件数	4,640	4,661	3,414	3,422	3,460
(うち電話等)	(318)	(285)	(267)	(302)	(346)
来庁者数	人	人	人	人	人
	8,391	8,235	4,943	4,877	5,507

10. 相談・指導 子ども家庭支援センター

平成16年4月より、東部子ども家庭支援センターは、子どもの権利擁護、区の「虐待に関する通告相談の窓口」として、児童相談センターとの連携のもとに、関係機関との連絡調整を行い、継続的に支援してまいりました。

令和5年2月に豊島区児童相談所が開設し、子ども家庭支援センターとの両輪で豊島区の子どもたちを守る仕組み

ができました。

子ども家庭支援センターは、親子に寄り添う伴走型支援と要保護児童対策地域協議会の調整機関として、子どもたちに関わる関係機関、民生・児童委員、主任児童委員等と連携し、支援をしていきます。

【豊島区要保護児童等相談 相談・通告受理件数】

年度	30	元	2	3	4
	件	件	件	件	件
件数	831	792	995	1,174	1,264

2. 相談・通告経路

(単位：件)

区分 年度	近 隣	子ども家庭 支援センター ・子育て 支援課	民生・ 児童委員	保健所	保育園	児童館 スキップ	小学校	中学校	医 療	警 察	児 童 相談所	その他	合 計
30	28	241	27	58	90	16	56	15	46	24	52	178	831
元	38	205	14	40	91	9	62	20	48	23	78	164	792
2	39	237	11	51	69	20	83	32	40	24	200	189	995
3	50	345	22	54	60	29	127	29	22	11	221	204	1,174
4	30	421	23	74	84	24	120	28	28	13	216	203	1,264

3. 対象児の年齢

(単位：件)

区分	0-3歳	3-6歳	小学生	中学生	高校生	その他	合計
30	171	213	274	86	41	46	831
元	210	186	241	84	37	34	792
2	228	213	345	109	47	53	995
3	278	256	415	121	45	59	1,174
4	302	244	415	148	73	82	1,264

4. 相談・通告の種別

(単位：件)

区分	初外	身体的	心理的	性的	その他	合計
30	191	208	214	0	218	831
元	152	226	214	2	198	792
2	168	279	355	5	188	995
3	181	379	371	8	235	1,174
4	176	365	386	7	330	1,264

11. 乳幼児健全育成相談事業

保育課

(1) 育児相談事業

平成6年4月から、区立保育園及び認可私立保育園で育児相談事業を始めました。この事業は、乳幼児の健やかな育成を目的として、育児に関する悩みについて保育園で相談に応じるものです。食事の問題、言葉の問題、健康問題、育児方針など育児全般にわたって相談に応じています。

◇相談件数

年 度	区立 (件)
30	376
元	456
2	554
3	618
4	712

(2) ふれあい体験保育事業

平成7年5月から、区立保育園及び認可私立保育園でふれあい体験保育事業を始めました。この事業は、子どもと保護者が一緒に保育園に来園し、子どもは、大勢の園児と一緒に過ごし保育を体験します。保護者は、子どもたちの遊ぶ姿や保育の様子を見たり、育児の悩みなどを相談できます。希望により給食が食べられます。

◇参加者・給食提供人数

年 度	参加者・区立(人)	給食提供(人)
30	54	51
元	31	26
2	4	0
3	6	0
4	8	1

12. マイほいくえん事業

保育課

〔事業開始：令和元年10月〕

区立保育園と認可私立保育園、地域型保育事業所のうち当該事業を実施している園を身近な子育て拠点「マイほいくえん」(登録制)と位置づけ、妊娠中の方やそのパートナー、在宅育児中の家庭を対象に遊びの紹介、育児相談等を行います。

◇登録者数

年 度	登録者数 (人)
元	187
2	169
3	164
4	219

13. 入院助産 子育て支援課

入院して出産する必要があるにもかかわらず、費用の支払いが困難な妊産婦に対し、出産費用を助成します。助成を受けられるのは、住民税が非課税の世帯です（ただし、住民税が19,000円以下で、健康保険法等の出産育児一時金が48万8千円未満の世帯は助成を受けられます。）

①出産前に申請すること、②指定された助産施設・病院で出産すること、などの条件があります。また、一部自己負担金があります。

【豊島区内の指定助産施設】

東京都立大塚病院、 豊島区南大塚 2-8-1
TEL：3941-3211 (単位：件)

入院助産取扱件数

年度	都立病院	その他の病院	計
30	6	4	10
元	4	1	5
2	2	3	5
3	3	1	4
4	3	1	4

14. 短期特例保育 保育課

〔事業開始：平成3年5月〕

保護者が病気や出産、看護などで、緊急に乳幼児の保育を必要とするとき、認可保育園の欠員を利用して、一時的に昼間保育します。

区立保育園 18園

(公設民営保育園2園を含む)

私立保育園 75園

(保育園数については、令和5年4月1日現在)

保育園一覧表

37～39ページ参照

【児童受託状況】

年度	出産		病気		看護		その他		合計	
	受託児数 人	日数 日								
30	7	96	6	64	1	4	0	0	14	164
元	5	79	1	2	2	51	1	19	9	151
2	2	28	10	170	0	0	1	16	13	214
3	9	99	15	240	0	0	1	7	25	346
4	5	68	5	111	1	12	1	4	12	195

15. 子どもショートステイ事業 子ども家庭支援センター

〔事業開始：平成17年4月〕

保護者が疾病等により児童の養育が困難であり、ほかに養育する方がいない場合、児童養護施設や一般協力家庭宅で一時的に養育します。

平成30年度より対象施設を拡充し、要支援家庭を対象としたショートステイ及びトワイライトステイを実施しています。

〈対象児童〉 区内に居住する生後43日以上18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童

〈利用期間〉 年間12泊まで(1回の利用上限は6泊まで)

〈利用料〉 乳児院 1日につき2,500円

その他 1日につき3,000円

※減免制度あり

() は要支援家族を対象にしたショートステイ利用数

年 度	30	元	2	3	4
利 用 件 数	88(65) 件	82(42) 件	118(80) 件	197(103) 件	222(176) 件
利 用 泊 数	333(277) 泊	348(264) 泊	421(347) 泊	436(343) 泊	488(380) 泊

16. ファミリー・サポート・センター事業 子育て支援課

〔事業開始：平成10年12月〕

子育て中の家庭を支援するために「子育ての手助けをしてほしい方」（利用会員）と「子育ての手助けがしたい方」（援助会員）からなる相互援助組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中で子育てを援助します。

要件に応じて該当する世帯には利用料を全額または半額補助します。（申請が必要です。）

また、令和元年度から児童虐待に関わる研修受講を要件に、子育て援助活動に従事する援助会員を「としまチルミル」と位置付け、時間あたり200円の報酬の上乗せをすることで、援助会員の確保と援助活動の質の向上を図る取組みを開始しています。

(1) 会員

- ① 利用会員：豊島区に居住し、生後43日から小学校修了までの子どもと同居している方（会員登録が必要です。）
- ② 援助会員：豊島区に居住する、20歳から70歳（登録時）の、心身ともに健康かつ子育てのお手伝いにご理解と意欲ある方
（事務局主催の養成講座受講修了者）

年度 会員	30	元	2	3	4
利用会員	1,858	1,893	1,673	1,383	1,174
援助会員	209	207	173	178	197
両方会員	1	2	2	3	2
計	2,068	2,102	1,848	1,564	1,373

(2) 援助内容

- ① 保育所・幼稚園の送迎をします。
- ② 保育所・幼稚園の登園前や降園後の預かりをします。
- ③ 学童の学校への送迎をします。
- ④ 学童の登校前や放課後の預かりをします。
- ⑤ 子どもの習い事の送迎等の援助を行います。
- ⑥ 保護者の用事や外出の時の預かりをします。
- ⑦ その他会員のためにセンターが必要と認めた援助を行います。

(3) 利用料（1時間当たり）

利用日	利用時間	利用料
平日	7:00～19:00	児童一人当たり 800円
	上記以外	児童一人当たり 900円
土曜日・休日 年末・年始	終日	児童一人当たり 900円

※きょうだいで預ける場合は、2人目は半額

(4) 活動実績（下段は、ひとり親家庭助成申請件数）

年度	30	元	2	3	4
活動件数	11,720	13,224	6,375	9,368	10,896
申請件数	38	67	54	67	46

17. 育児支援ヘルパー事業 子ども家庭支援センター

〔事業開始：平成18年4月〕

産前産後おおむね2年の間、保護者の体調不良などで手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事の手伝いをします。利用に当たって、子ども家庭支援センターの職員が家庭を訪問し、相談を受け、申請手続きを行います。

保護者の負担額は1時間900円（減免制度あり）で、1回の妊娠につき70時間（多児出産は160時間）まで利用できます。また、ひとり親家庭の場合は、小学校修了まで年間70時間、1時間900円で利用できます。（減免制度あり）

年度	訪問相談件数 件	ヘルパー派遣回数 回	派遣総時間数 時間
30	343	1,378	3,470
元	374	1,929	4,788
2	436	3,042	7,561
3	544	4,932	12,911
4	673	3,536	8,997

18. 子育て訪問相談事業 子ども家庭支援センター

〔事業開始：平成22年4月〕

区内在住の妊産婦から就学前の子ども（18歳未満まで可）を養育する家庭に、東西子ども家庭支援センターの訪問相談員が訪問して子育ての相談に応じます。

この事業は、様々な理由で子育て支援施設や支援事業の利用ができない家庭に、訪問相談員がお伺いし、子育て情報やサービスの提供、アドバイスをを行うものです。

さらに、平成23年度から子どもの1歳の誕生日にあわせてご家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き助言を行うとともに、絵本をプレゼントする「1歳のバースデイ訪問相談（絵本のプレゼントつき）」を開始しました。

（単位：件）

年度	センター	新規訪問家庭数	継続訪問家庭数	計	合計
30	東部	938	613	1,551	2,689
	西部	496	642	1,138	
元	東部	926	559	1,485	2,589
	西部	613	491	1,104	
2	東部	990	1,039	2,029	3,707
	西部	804	874	1,678	
3	東部	905	1,338	2,243	3,921
	西部	751	966	1,678	
4	東部	938	898	1,836	3,932
	西部	783	1,313	2,096	

19. 巡回子育て発達相談事業 子ども家庭支援センター

〔事業開始：昭和49年〕

保育園、私立幼稚園、子どもスキップに従事する職員に対して保育内容や保護者への対応支援についての助言を行うと同時に、施設を利用する保護者からも子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。

年度	巡回訪問施設件数	巡回対象ケース人数
30	577	2,556
元	419	1,636
2	392	1,641
3	495	2,047
4	533	2,358

20. ゆりかご・としま事業（産婦対象分） 子育て支援課

〔事業開始：平成27年7月〕

妊婦及び産婦の全員面接を実施するとともに、育児パッケージ（10,000円分）を妊娠期と出産後の2回に分けて支給することにより、妊娠中から出産・育児と切れ目ない支援を実施します。

面接後、支援を要する方については、保健所保健師と子ども家庭支援センター等が連携し、母子保健サービスをコーディネートする等の支援を行います。また、継続的な支援が必要な方には、支援プランを作成して就学前まで支援します。

【育児パッケージ（誕生祝い品）支給状況（産婦対象分）】

年度	支給件数 件
30	1,403
元	1,313
2	1,240
3	1,416
4	1,454

【面接の結果、要支援と判断した件数】

年度	子育てインフォメーション 件	東部子ども家庭支援センター 件	西部子ども家庭支援センター 件	合計 件
30	5	19	20	44
元	7	19	11	37
2	5	2	4	11
3	1	11	8	20
4	5	1	6	12

21. 子どもの医療費助成 ㊦・㊧・㊨ 子育て支援課

〔事業開始：平成5年4月〕

18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童が医療機関を受診した際、保険診療の自己負担分を助成する制度です。保護者の所得制限はありません。

対象となるのは、

- ア. 区内に住所を有する児童。
- イ. 健康保険に加入している児童。

※次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- ・生活保護を受給している。（医療券を使用する場合）
- ・児童福祉施設に措置により入所している。
- ・小規模住宅型児童養育事業を行う者または里親に委託されている。

※対象年齢・助成内容は、下記のように段階的に拡充されました。

- ・平成18年9月30日まで
乳幼児の通院・入院・入院時食事負担金が助成対象。
- ・平成18年10月1日から
入院助成が小学校6年生まで拡大。
(入院時食事負担金を除く)
- ・平成19年4月1日から
通院助成が小学校6年生まで拡大。
- ・平成19年10月1日から
通院・入院助成が中学3年生まで拡大。
(入院時食事負担金を除く)
- ・令和5年4月1日から
通院・入院・入院時食事負担金の助成対象が高校生相当年齢まで拡大。

【医療費助成支給状況】

年度	対象者数 (単位：人)	医療助成費	
		件数 (単位：件)	金額 (単位：円)
30	27,012	480,419	950,384,481
元	27,496	483,805	977,442,406
2	27,365	357,574	790,395,132
3	27,468	409,356	938,399,427
4	27,664	430,832	978,984,351

22. ひとり親家庭等医療費助成 子育て支援課

〔事業開始：平成2年4月〕

母子・父子家庭等の方が医療機関を受診した際、保険診療の自己負担分の一部または全部を助成する制度です。

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害を有する児童は、20歳未満まで対象）を扶養している父もしくは母、または父母以外で児童を養育する方およびその児童が対象です。

1. 父母が離婚
2. 父または母が死亡
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に1年以上遺棄されている
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている

8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない

■所得制限

申請者および扶養義務者の所得制限があります。

■対象とならない場合

1. 国民健康保険または社会保険等に未加入
2. 生活保護を受給している（医療券を使用する場合）
3. 父または母が事実上の婚姻関係にある（障害の状態にある場合を除く）
4. 児童が小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている
5. 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設・保育園等を除く）に措置により入所している。

■助成内容

保健診療の自己負担分から受給者負担額を除いた金額を助成します。

申請者および扶養義務者の住民税の課税状況によって、受給者負担額が異なります。

1. 住民税を課税されている方がいる場合・・・医療費の1割負担

* 食事療養標準負担額や生活療養標準負担額は自己負担です。

* 個人の外来で 18,000 円、個人の入院で 57,600 円を超えた場合などは高額医療費として超えた金額を助成します。

* 1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の外来の自己負担の上限は、144,000 円となります。

* 過去 12 ヶ月間に 4 回以上高額医療費の支給があった場合、4 回目以降の上限額は 44,400 円となります。

2. 全員が住民税非課税の場合・・・医療費の自己負担なし

* 食事療養標準負担額や生活療養標準負担額は自己負担です。

【 所得限度額 】

※社会保険料控除一律 8 万円を加算してあります。

(令和 4 年度)

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人目から
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
本 人	2,000	2,380	2,760	3,140	3,520	3,900	1 人につき 380,000 円加算
配偶者・扶養義務者	2,440	2,820	3,200	3,580	3,960	4,340	1 人につき 380,000 円加算

【 医療費助成支給状況 】

年度	対象者数			医療助成費	
	一部負担あり	一部負担なし	計	件数	金額
	人	人	人	件	円
30	826	696	1,522	25,326	64,262,994
元	769	685	1,454	23,923	58,626,942
2	742	646	1,388	19,916	50,439,118
3	661	673	1,334	20,924	53,831,997
4	656	654	1,310	20,505	53,799,593

※対象者数は、3月31日現在。子どもの医療費助成制度対象者を除く。

23. 手 当

子育て支援課

【各手当の支給金額・支給月、所得制限の有無、現況届の時期】

	支給金額／支給月	所得制限	現況届
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 0歳～3歳未満：15,000 円 ■ 3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）：10,000 円 ■ 3歳以上小学校修了前（第3子以降）：15,000 円 ■ 中学生：10,000 円 ■ 特例給付：5,000 円 年3回（10月、2月、6月）	有 ・ 所得制限限度額以上の場合は特例給付 ・ 所得上限限度額以上の場合は支給なし	6月
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童が1人の場合：44,140 円～10,410 円 ■ 児童2人目の加算額：10,420 円～5,210 円 ■ 児童3人目以降の加算額：6,250 円～3,130 円 年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）	有 (扶養義務者含む)	8月
児童育成手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【育成手当】 児童1人につき：13,500 円 ■ 【障害手当】 児童1人につき：15,500 円 年3回（10月、2月、6月）	有	6月
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【1級】 児童1人につき：53,700 円 ■ 【2級】 児童1人につき：35,760 円 年3回（11月、4月、8月）	有 (扶養義務者含む)	8月

※扶養義務者とは

- ・ 申請者と同居の父、母、祖父母、子ども、孫などの直系親族および兄弟姉妹（住民票上の世帯の同別は問わない）

(1) 児童手当（国の制度：所得制限あり）

〔事業開始：平成24年4月〕

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として開始されました。

子ども手当と同じく中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。手当額は対象の子ども一人につき月額、3歳未満は15,000円、3歳以上小学校修了前の第1

子、第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円です。

平成24年6月分からは所得制限が設けられ、児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。また、令和4年6月分からは所得上限が設けられ、所得上限限度額以上の場合には支給されません。原則として申請した月の翌月分から支給されます。なお、公務員は職場から支給されます。

【所得限度額】

※社会保険料控除一律8万円を加算してあります。

(令和4年度)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人目から
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
所得制限限度額	6,300	6,680	7,060	7,440	7,820	8,200	1人につき380,000円加算
所得上限限度額	8,660	9,040	9,420	9,800	10,180	10,560	1人につき380,000円加算

【児童手当支給状況】

年度	受給者数 （2月末現在）		児童手当			特例給付		
	受給者数(人)	児童数(人)	手当月額 (4月1日現在)	支給額(2月末現在)		手当月額 (4月1日現在)	支給額(2月末現在)	
				被用者	非被用者		被用者	非被用者
30	17,027	25,572	3歳未満の児童 15,000円	625,845,000円	175,110,000円	5,000円	70,160,000円	6,480,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第1子・第2子 10,000円	823,450,000円	296,570,000円		242,055,000円	17,060,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第3子以降 15,000円	95,715,000円	41,535,000円		20,160,000円	1,710,000円
			中学生 10,000円	214,910,000円	98,630,000円		76,650,000円	7,045,000円
元	17,410	25,858	3歳未満の児童 15,000円	642,085,000円	161,580,000円	5,000円	70,860,000円	6,530,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第1子・第2子 10,000円	849,045,000円	283,830,000円		256,635,000円	19,000,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第3子以降 15,000円	97,185,000円	38,895,000円		17,710,000円	1,615,000円
			中学生 10,000円	217,670,000円	96,190,000円		81,495,000円	6,815,000円
2	17,408	25,883	3歳未満の児童 15,000円	623,640,000円	141,135,000円	5,000円	74,165,000円	6,000,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第1子・第2子 10,000円	877,680,000円	262,010,000円		275,050,000円	18,910,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第3子以降 15,000円	96,660,000円	37,200,000円		19,270,000円	1,345,000円
			中学生 10,000円	218,790,000円	93,820,000円		90,015,000円	6,280,000円
3	17,316	25,811	3歳未満の児童 15,000円	590,235,000円	117,870,000円	5,000円	73,830,000円	4,210,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第1子・第2子 10,000円	893,860,000円	232,920,000円		286,230,000円	18,440,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第3子以降 15,000円	100,875,000円	31,845,000円		20,240,000円	1,290,000円
			中学生 10,000円	227,380,000円	87,930,000円		95,010,000円	6,310,000円
4	13,708	20,259	3歳未満の児童 15,000円	558,420,000円	111,870,000円	5,000円	49,195,000円	2,585,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第1子・第2子 10,000円	881,320,000円	229,460,000円		172,050,000円	9,150,000円
			3歳以上小学校修了前の児童 第3子以降 15,000円	100,935,000円	29,760,000円		12,180,000円	610,000円
			中学生 10,000円	230,280,000円	88,740,000円		55,635,000円	3,090,000円

(2) 児童扶養手当（国の制度：所得制限あり）

〔事業開始：昭和37年1月〕

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害を有する児童は、20歳未満まで対象）を看護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、または父母以外で児童を養育する方に支給されます。

1. 父母が離婚している
2. 父または母が死亡している
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に1年以上遺棄されている

6. 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている。
8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない。

※時効…平成15年4月1日以前に支給要件に該当した方は申請できない場合があります。

※請求者または児童が公的年金受給中の場合、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額を受給できる場合があります。

【所得限度額】

（令和4年度）

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人目から
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
本人	全額支給	570	950	1,330	1,710	2,090	2,470	1人につき 380,000円 加算
	一部支給	～	～	～	～	～	～	
配偶者・扶養義務者		2,440	2,820	3,200	3,580	3,960	4,340	

※平成30年8月分（12月支給）から全部支給に係る所得制限限度額が改正されました。

※社会保険料控除一律8万円を加算してあります。

【児童扶養手当支給状況】

年度	受給者数 (12月31日現在)	手当月額（8月1日現在）		手 当 額 改定年月	支 給 額	手当額の加算
		全額支給	一部支給			
30	1,211 世帯	42,500 円	10,030～42,490 円	30年4月	551,604,390 円	児童2人目の場合 全部支給 10,040円加算 一部支給 5,020円～10,030円加算 3人目から、児童1人につき 全部支給 6,020円加算 一部支給 3,010円～6,010円加算
元	1,158	42,910	10,120～42,900	31年4月	673,893,860	児童2人目の場合 全部支給 10,140円加算 一部支給 5,070円～10,130円加算 3人目から、児童1人につき 全部支給 6,080円加算 一部支給 3,040円～6,070円加算
2	1,092	43,160	10,180～43,150	R2年4月	508,501,600	児童2人目の場合 全部支給 10,190円加算 一部支給 5,100円～10,180円加算 3人目から、児童1人につき 全部支給 6,110円加算 一部支給 3,060円～6,100円加算
3	1,046	43,160	10,180～43,150	R2年4月	489,309,510	児童2人目の場合 全部支給 10,190円加算 一部支給 5,100円～10,180円加算 3人目から、児童1人につき 全部支給 6,110円加算 一部支給 3,060円～6,100円加算
4	989	43,070	10,160～43,060	R4年4月	462,144,820	児童2人目の場合 全部支給 10,170円加算 一部支給 5,090円～10,160円加算 3人目から、児童1人につき 全部支給 6,100円加算 一部支給 3,050円～6,090円加算

(3) 特別児童扶養手当（国の制度：所得制限あり）

〔事業開始：昭和39年4月〕

区内に住所があり、20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を監護している父もし

しくは母、または父母以外で児童を養育する方（障害児と同居、監護、生計を維持していること）に支給されます。

【所得限度額】

（令和4年度）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人目から
本人	千円 4,676	千円 5,056	千円 5,436	千円 5,816	千円 6,196	千円 6,576	1人につき 380,000円加算
配偶者・扶養義務者	6,367	6,616	6,829	7,042	7,255	7,468	1人につき 213,000円加算

※社会保険料控除一律8万円を加算してあります

【特別児童扶養手当支給状況】

年度	受給者数 (12月31日現在)	手当月額(8月1日現在)		手当額 改定年月
		1級(重度障害児)	2級(中度障害児)	
30	世帯 120	円 51,750	円 34,430	30年4月
元	119	52,200	34,770	31年4月
2	137	52,500	34,970	R2年4月
3	131	52,500	34,970	R2年4月
4	131	52,400	34,900	R4年4月

(4) 児童育成手当（区の制度：所得制限あり）

〔事業開始：昭和44年12月〕

区内に住所があり、次の各手当の支給要件に該当する児

童を監護している父もしくは母、または父母以外で児童を養育する方に支給されます。

① 育成手当

次のいずれかの状態にある18歳に達した3月末までの児童

1. 父母が離婚している
2. 父または母が死亡している
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に1年以上遺棄されている
6. 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている。
8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない

② 障害手当

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童

1. 知的障害で「愛の手帳」1・2・3度程度の児童
2. 身体障害で「身体障害者手帳」1・2級程度の児童
3. 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

【所得限度額】

※社会保険料控除一律8万円を加算してあります。（令和4年度）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人目から
所得限度額	千円 3,684	千円 4,064	千円 4,444	千円 4,824	千円 5,204	千円 5,584	1人につき 380,000円加算

【 児童育成手当支給状況 】

年 度	育 成 手 当			障 害 手 当			育 成 / 障 害			支給額合計
	児童数	手当月額	支給額	児童数	手当月額	支給額	児童数	手当月額	支給額	
30	円 1,996	円 13,500	円 344,304,000	人 81	円 15,500	円 13,686,500	人 28	円 29,000	円 10,005,000	円 367,995,500
元	1,960	13,500	334,881,000	82	15,500	14,585,500	30	29,000	10,382,000	359,848,500
2	1,878	13,500	327,118,500	92	15,500	15,159,000	24	29,000	11,484,000	353,761,500
3	1,831	13,500	313,294,500	84	15,500	16,647,000	27	29,000	9,831,000	339,880,500
4	1,784	13,500	304,641,000	76	15,500	14,864,500	29	29,000	10,179,000	329,711,500

24. 保育所 保育課

保育所は、保護者が、就労・疾病などの理由により、日中乳幼児を家庭で保育できないとき、保護者にかわって保育を行う施設です。

近年、働く女性の増加、少子化・核家族化の進行などで保育所に対する需要や要望が多様化しています。

区では、豊島区基本計画、豊島区子ども・若者総合計画、子ども・子育て支援事業計画に基づいて保育サービスの充実を図り、産休・育休明け保育、延長保育、障害児保育等を実施し、多様化する保育需要に対応する施策を進めています。

園舎の改修・改築

以下の保育園では、施設・整備の老朽化により園舎の改修・改築工事を予定しております。

各園の工事内容、工事期間等（予定）

【 区立保育園 】

園 名	工 事 内 容	期 間	仮 園 舎 有 無	仮 園 舎 場 所
池袋第一保育園	厨房・一部内装改修工事	令和5年度	無	—
高南保育園	改築工事	令和5～6年度	有	高南小学校校庭内（高田2-12-7）
南長崎第一保育園	全面改修工事	令和5年度	有	旧千早児童館跡地（千早3-13-8）
長崎保育園	全面改修工事	令和6年度	有	旧千早児童館跡地（千早3-13-8）
巣鴨第一保育園	改築工事	未定（令和7年度以降）	有	旧保健福祉部分庁舎跡地（巣鴨4-22-17）

【 認可保育園一覧表 】

（令和5年4月1日現在）

区分 区・私立別	保育所数 園	定 員					
		計 人	0歳 人	1歳 人	2歳 人	3歳 人	4歳以上 人
区 立	16	1,652	174	252	284	284	658
公 設 民 営	2	215	21	29	37	41	87
私 立	75	4,970	453	872	943	927	1,775
計	93	6,837	648	1,153	1,264	1,252	2,520

【認可保育園一覧表】

		名 称	所 在 地	電 話	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4,5 歳
区	1	(延-7) 駒 込 第 一 保 育 園	駒込 7-7-22	(3917)0644	108	△12	18	19	19	40
	2	(延-7) 巢 鴨 第 一 保 育 園	巢鴨 3-15-20	(3910)8900	106	△12	18	18	18	40
	3	(延-8) 西 巢 鴨 第 三 保 育 園	西巢鴨 1-2-14	(3940)2341	114	△12	18	18	18	48
	4	(延-7) 東 池 袋 第 二 保 育 園	東池袋 2-34-1	(3988)3570	101	△10	15	18	18	40
	5	(延-7) 西 池 袋 第 二 保 育 園	西池袋 4-22-18	(3957)7521	97	○ 8	15	17	17	40
	6	(延-7) 池 袋 第 一 保 育 園	上池袋 3-39-11	(3916)8568	111	△12	16	19	19	45
	7	(延-7) 池 袋 第 二 保 育 園	池袋本町 3-4-5	(3987)4648	101	△ 9	14	17	17	44
	8	(延-7) 池 袋 第 五 保 育 園	池袋 3-26-22	(3987)4653	113	△13	17	20	20	43
	9	(延-7) 高 南 保 育 園	高田 1-24-14	(3987)6845	92	△ 9	13	16	16	38
	10	(延-7) 目 白 第 一 保 育 園	目白 5-18-2	(3953)2293	101	△ 9	16	19	19	38
	11	(延-7) 目 白 第 二 保 育 園	目白 2-23-9	(3986)6261	102	△12	17	17	17	39
	12	(延-7) 南 長 崎 第 一 保 育 園	南長崎 5-23-7	(3952)6375	103	△11	14	18	18	42
	13	(延-7) 南 長 崎 第 二 保 育 園	南長崎 2-3-21	(3952)4761	96	△ 9	15	16	16	40
	14	(延-7) 長 崎 保 育 園	長崎 3-7-7	(3955)6171	104	△12	16	18	18	40
	15	(延-7) 要 町 保 育 園	要町 3-17-11	(3955)6141	102	△14	15	16	16	41
	16	(延-7) 高 松 第 二 保 育 園	高松 1-7-13	(3955)8421	101	△10	15	18	18	40
公 設 民 営	17	(延-8) 駒 込 第 三 保 育 園	駒込 2-2-3	(3915)8677	109	△ 9	15	19	21	45
	18	(延-8) 南 大 塚 保 育 園	南大塚 2-36-3	(3946)7688	106	△12	14	18	20	42
私 立	19	(延-7) ミアヘルサ保育園ひびき駒込	駒込 1-28-16 本澤ビル 2F・3F	(6912)1407	30	△ 6	12	12	—	—
	20	(延-8) コンビプラザ駒込ちどり保育園	駒込 3-3-19 ORCHID PLACE2F・3F	(6903)6531	70	△ 3	12	12	15	28
	21	(延-8) さくらさくみらい 駒込	駒込 3-21-4	(5980)9379	63	△ 6	10	11	12	24
	22	(延-7) キッズパートナー駒込	駒込 4-4-9	(5980)9130	60	△ 6	10	11	14	19
	23	(延-8) 駒込第二若草保育園	駒込 5-1-3	(3949)9152	100	△10	14	17	17	42
	24	(延-8) 太陽の子 巢鴨駅前保育園	巢鴨 1-14-8 中野ビル 2F・3F	(5981)7840	70	△ 6	10	12	12	30
	25	(延-7) ういず巢鴨駅前第二保育園	巢鴨 1-26-4	(6902)1571	60	—	12	12	12	24
	26	(延-8) ういず巢鴨駅前保育園	巢鴨 3-23-12	(5980)7085	60	△ 6	10	11	11	22
	27	(延-8) 西巢鴨さくらそう保育園	西巢鴨 1-1-13	(5907)5110	136	△12	24	24	24	52
	28	(延-7) キッズガーデン西巢鴨	西巢鴨 1-15-12	(5944)5360	50	△ 6	7	10	10	17
	29	(延-7) おはよう保育園 西巢鴨	西巢鴨 1-22-8	(6903)4560	50	△ 6	10	10	10	14
	30	(延-7) 西巢鴨・学びの保育園	西巢鴨 4-13-5 朝日シティパリオ西巢鴨 2F	(6903)7233	60	△ 6	10	12	12	20
	31	(延-7) グローバルキッズ西巢鴨園	西巢鴨 4-20-4 ギャルテラスすずき 1F	(3576)0666	26	△ 6	10	10	—	—
	32	(延-7) おおつかほうゆう保育園	北大塚 1-21-13	(3576)2200	56	—	14	14	14	14
	33	(延-8) アンソレイユ保育園	北大塚 3-12-12	(6903)7410	110	△ 9	18	18	21	44
	34	(延-8) 東進ポップキッズ 大塚キャンパス	北大塚 3-31-3 スプリングヒルズ	(5974)2525	70	—	10	12	16	32
	35	(延-7) 若 草 保 育 園	南大塚 1-10-3	(3945)6372	160	□20	30	30	30	50
	36	(延-7) 大空と大地のなーさりい第一南大塚園	南大塚 2-26-15 南大塚ビル 2F	(6902)9891	66	△ 6	10	11	13	26
	37	(延-7) 大空と大地のなーさりい第二南大塚園	南大塚 2-26-15 南大塚ビル 3F	(6902)2871	60	△ 6	10	11	13	20
	38	(延-8) キッズガーデン南大塚	南大塚 3-20-6 VORT 大塚 FT3F	(5927)8435	60	△ 6	10	11	11	22
	39	(延-8) 大塚りとるばんぶきんず	南大塚 3-33-1JR 大塚南口ビル 5F	(5928)0837	60	△ 6	9	10	11	24
	40	(延-7) ニチイキッズかみいけぶくろ保育園	上池袋 2-35-15	(5961)0560	70	△ 6	10	14	14	26
	41	(延-7) キッズガーデン上池袋	上池袋 4-29-9 3 階	(5972)1711	49	△ 6	9	9	11	14
	42	(延-8) さくらさくみらい 上池袋	上池袋 4-47-9	(6903)7715	60	△ 6	10	10	12	22
	43	(延-7) まちの保育園 東池袋	東池袋 2-6-2 ロイヤルアネックス 1F	(6915)2773	49	△ 6	8	8	9	18
	44	(延-8) 東 池 袋 第 一 保 育 園	東池袋 2-60-19	(3987)4621	113	△ 9	19	19	20	46
	45	(延-7) AIAI NURSERY 第一東池袋	東池袋 3-22-17 東池袋セントラルプレイス 1F	(5927)9024	60	◇ 6	10	11	11	22
	46	(延-7) AIAI NURSERY 第二東池袋	東池袋 4-1-301 グラウドタワー東池袋 ステーションアリーナ	(6903)1984	50	—	10	10	10	20

		名 称	所 在 地	電 話	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4,5 歳
私 立	47	(延-7) クオリスキッズ東池袋保育園	東池袋 4-34-9	(6709)1411	60	—	12	12	12	24
	48	(延-7) グローバルキッズ東池袋園	南池袋 2-45-3 としまエコミューズタウン2F	(3983)2557	60	△ 6	10	11	11	22
	49	(延-10) 同 援 さ く ら 保 育 園	南池袋 3-7-8	(5957)7510	108	□12	18	18	20	40
	50	(延-7) ミアヘルサ保育園ひびき池袋	南池袋 3-10-6	(5924)6525	50	△ 6	10	11	10	13
	51	(延-7) ビオーネ雑司が谷保育園	南池袋 4-7-8	(3980)1161	45	△ 6	7	8	8	16
	52	(延-7) グローバルキッズ池袋駅前保育園	西池袋 1-17-1 東京都豊島合同庁舎 1F	(6903)1585	20	—	10	10	—	—
	53	(延-7) ベネッセ 目白保育園	西池袋 2-6-20	(5956)1640	60	△ 6	10	11	11	22
	54	(延-8) グローバルキッズ西池袋園	西池袋 2-19-5 ラクレージュ目白	(5956)0660	120	△ 6	20	22	24	48
	55	(延-8) 西池袋そらいろ保育園	西池袋 2-25-20	(3988)4210	105	□ 9	18	18	20	40
	56	(延-7) いけぶくろこころ保育園	池袋 1-13-18 音ノ葉イマス池袋ビル3F	(5904)9471	60	△ 6	12	12	10	20
	57	(延-8) 明日葉保育園池袋園	池袋 3-58-15	(3986)4006	100	△ 8	18	18	18	38
	58	(延-8) わくわく保育園	池袋 4-10-2	(6912)7091	30	—	5	7	5	13
	59	(延-8) グローバルキッズ北池袋園	池袋本町 1-26-5	(3982)1188	80	△ 6	12	15	13	34
	60	(延-8) 太陽の子 池袋本町保育園	池袋本町 1-31-2	(5960)7600	30	△ 3	10	12	5	—
	61	(延-7) み の り 保 育 園	池袋本町 3-29-9	(3983)2396	50	△ 6	7	7	10	20
	62	(延-8) アスク池袋本町保育園	池袋本町 3-34-17	(5956)2311	60	△ 6	10	11	11	22
	63	(延-8) めぐみ保育園	池袋本町 4-1-14	(5944)9791	98	□12	13	17	18	38
	64	(延-7) 雑 司 が 谷 保 育 園	雑司が谷 1-22-5	(5954)4770	98	△10	17	17	18	36
	65	(延-7) 雑司が谷すきっぷ保育園	雑司が谷 2-25-8	(5843)3970	60	△ 6	10	11	11	22
	66	(延-7) グローバルキッズ雑司が谷園	雑司が谷 3-8-5	(5951)0088	75	△ 6	12	12	15	30
	67	(延-7) ベネッセ雑司が谷保育園	雑司ヶ谷 3-9-14 1・2 階	(5396)7331	50	—	10	10	10	20
	68	(延-7) ミアヘルサ保育園ひびき高田	高田 1-11-16	(5843)3722	50	—	12	13	13	12
	69	(延-7) 目白ちとせ保育園	高田 3-36-11	(6907)1680	50	△ 6	8	9	9	18
	70	(延-7) 目白ひかり保育園	目白 2-21-29	(3983)1188	60	□ 6	10	11	11	22
	71	(延-7) グローバルキッズ椎名町園	目白 5-18-23	(6908)2391	60	△ 6	10	11	11	22
	72	(延-7) おはよう保育園 椎名町	南長崎 2-3-7	(6908)0723	60	□6	10	11	11	22
	73	(延-7) 椎名町ひまわり保育園	南長崎 3-35-8	(3951)4009	60	□8	11	11	10	20
	74	(延-7) にじいろ保育園落合南長崎	南長崎 4-18-4	(6908)0667	70	△ 6	10	12	15	27
	75	(延-8) グローバルキッズ東長崎園	南長崎 4-44-4	(5983)0707	70	△ 7	10	12	13	28
	76	(延-8) まなびの森保育園東長崎	南長崎 5-20-17	(3950)1121	70	△ 6	10	12	14	28
	77	(延-7) N i c o t 東 長 崎	南長崎 5-33-7 3 階	(6908)2135	50	△ 6	8	9	9	18
	78	(延-7) 椎名町ちとせ保育園	長崎 1-1-14	(6905)8670	60	△ 9	10	10	10	21
	79	(延-7) ゆらりん椎名町保育園	長崎 1-10-8 ネットワン椎名町 1F	(6909)3577	60	△ 6	10	11	11	22
	80	(延-7) アスク長崎一丁目保育園	長崎 1-19-14	(5917)4850	60	△ 6	10	11	11	22
	81	(延-7) 愛 の 家 保 育 園	長崎 4-11-3	(3957)2801	70	○ 6	9	12	15	28
	82	(延-7) 長崎森のなかま保育園	長崎 5-7-2 2・3 階	(5926)6843	49	△ 3	8	8	10	20
	83	(延-7) にじいろ保育園 千早	千早 1-6-7	(5926)6341	60	△ 6	10	11	11	22
	84	(延-10) し い の 実 保 育 園	千早 1-31-5	(3554)4103	110	□12	18	20	20	40
	85	(延-7) 千早子どもの家保育園	千早 3-37-14	(3955)7028	60	□ 9	10	12	12	17
	86	(延-7) グローバルキッズ千早園	千早 3-45-11	(5926)6506	30	△ 6	12	12	—	—
	87	(延-7) う い ず 千 川 保 育 園	千早 3-40-1	(5926)8390	59	—	13	14	16	16
	88	(延-7) AIAI NURSERY 要町	要町 1-8-11 2F	(5926)9001	70	◇ 6	12	13	13	26
	89	(延-8) 太陽の子 要町保育園	要町 1-9-1 彌栄ビル 1 3F	(6909)5433	56	△ 6	10	10	10	20
	90	(延-7) キッズガーデン要町	要町 1-25-7	(5948)3991	73	△ 6	10	12	15	30
	91	(延-7) アスクかなめ町保育園	要町 3-22-10 星野館ビル 1F	(5986)8021	30	△ 6	12	12	—	—
	92	(延-8) せんかわみんなの家	要町 3-54-8	(3530)5735	110	△12	18	20	20	40
	93	(延-7) SAKURA保育園千川	千川 2-30-2	(5926)7403	66	△ 6	12	12	12	24

(注) (延-7)は、午後7時15分までの延長保育実施園、(延-8)は、午後8時(区立保育所・公設民営)または午後8時15分まで(私立保育所)の延長保育実施園、(延-10)は、午後10時15分までの延長保育実施園、障害児保育は全園で実施。0歳の欄に記載の□、△、○、◇印は、入所可能な0歳児の生後期間を示しています。

(□印→6週経過児、△印→8週経過児、○印→4か月経過児、◇印→3か月経過児)

【保育所徴収金額表（保育料月額）】

保育標準時間認定で一人目の場合の保育料

(令和元年 10 月～/月額)

各月初日に入所している児童の属する世帯の階層区分		徴収金月額（児童単位・単位：円）	
階層	定 義	3 歳児以上 の場合	3 歳児未満 の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）」	0 ^円	0 ^円
B	保育料算定区民税非課税の世帯	0	0
C 1	保育料算定区民税均等割のみの世帯	0	3,400
C 2	保育料算定区民税所得割額が 9,000 円未満である世帯	0	4,200
C 3	保育料算定区民税所得割額が 9,000 円以上 48,600 円未満である世帯	0	5,500
D 1	保育料算定区民税所得割額が 48,600 円以上 51,900 円未満である世帯	0	7,300
D 2	保育料算定区民税所得割額が 51,900 円以上 60,100 円未満である世帯	0	9,000
D 3	保育料算定区民税所得割額が 60,100 円以上 68,100 円未満である世帯	0	10,200
D 4	保育料算定区民税所得割額が 68,100 円以上 86,100 円未満である世帯	0	16,800
D 5	保育料算定区民税所得割額が 86,100 円以上 104,100 円未満である世帯	0	20,800
D 6	保育料算定区民税所得割額が 104,100 円以上 122,100 円未満である世帯	0	23,400
D 7	保育料算定区民税所得割額が 122,100 円以上 140,100 円未満である世帯	0	25,700
D 8	保育料算定区民税所得割額が 140,100 円以上 158,100 円未満である世帯	0	27,800
D 9	保育料算定区民税所得割額が 158,100 円以上 176,100 円未満である世帯	0	30,000
D 10	保育料算定区民税所得割額が 176,100 円以上 194,100 円未満である世帯	0	31,800
D 11	保育料算定区民税所得割額が 194,100 円以上 212,100 円未満である世帯	0	33,800
D 12	保育料算定区民税所得割額が 212,100 円以上 230,100 円未満である世帯	0	35,400
D 13	保育料算定区民税所得割額が 230,100 円以上 248,100 円未満である世帯	0	37,300
D 14	保育料算定区民税所得割額が 248,100 円以上 257,100 円未満である世帯	0	38,900
D 15	保育料算定区民税所得割額が 257,100 円以上 266,100 円未満である世帯	0	40,500
D 16	保育料算定区民税所得割額が 266,100 円以上 275,100 円未満である世帯	0	42,000
D 17	保育料算定区民税所得割額が 275,100 円以上 284,100 円未満である世帯	0	43,600
D 18	保育料算定区民税所得割額が 284,100 円以上 329,100 円未満である世帯	0	47,300
D 19	保育料算定区民税所得割額が 329,100 円以上 374,100 円未満である世帯	0	53,300
D 20	保育料算定区民税所得割額が 374,100 円以上 419,100 円未満である世帯	0	58,500
D 21	保育料算定区民税所得割額が 419,100 円以上 529,000 円未満である世帯	0	62,700
D 22	保育料算定区民税所得割額が 529,000 円以上 693,600 円未満である世帯	0	62,800
D 23	保育料算定区民税所得割額が 693,000 円以上 1,056,600 円未満である世帯	0	62,900
D 24	保育料算定区民税所得割額が 1,056,600 円以上である世帯	0	63,000

※令和 5 年 4 月から令和 5 年 8 月までは、令和 4 年度分特別区民税所得割額及び均等割額を適用し、令和 5 年 9 月から令和 6 年 8 月までは、令和 5 年度分特別区民税所得割額及び均等割額を適用します。

※原則、多子世帯の場合、第 1 子の年齢により異なりますが、第 2 子以降が半額もしくは無料となります。

※保育料の年齢は、令和 5 年 4 月 1 日現在の年齢となります。

〔延長保育料〕

- ・区立延長保育料（平成 14 年改定）

月額 4,000 円 日額 400 円（月額・日額共に A・B 階層は免除となります）

※1 日単位（スポット）利用は平成 13 年 4 月より開始。

- ・私立延長保育料

自主事業により各保育園が定める金額となります。

【保育所徴収金額表（保育料月額）】

保育短時間認定で一人目の場合の保育料

（令和元年 10 月～／月額）

各月初日に入所している児童の属する世帯の階層区分		徴収金月額（児童単位・単位：円）	
階層	定 義	3 歳児以上 の場合	3 歳児未満 の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）」	円 0	円 0
B	保育料算定区民税非課税の世帯		
C 1	保育料算定区民税均等割のみの世帯	0	3,300
C 2	保育料算定区民税所得割額が 9,000 円未満である世帯	0	4,100
C 3	保育料算定区民税所得割額が 9,000 円以上 48,600 円未満である世帯	0	5,400
D 1	保育料算定区民税所得割額が 48,600 円以上 51,900 円未満である世帯	0	7,200
D 2	保育料算定区民税所得割額が 51,900 円以上 60,100 円未満である世帯	0	8,800
D 3	保育料算定区民税所得割額が 60,100 円以上 68,100 円未満である世帯	0	10,000
D 4	保育料算定区民税所得割額が 68,100 円以上 86,100 円未満である世帯	0	16,500
D 5	保育料算定区民税所得割額が 86,100 円以上 104,100 円未満である世帯	0	20,400
D 6	保育料算定区民税所得割額が 104,100 円以上 122,100 円未満である世帯	0	23,000
D 7	保育料算定区民税所得割額が 122,100 円以上 140,100 円未満である世帯	0	25,300
D 8	保育料算定区民税所得割額が 140,100 円以上 158,100 円未満である世帯	0	27,300
D 9	保育料算定区民税所得割額が 158,100 円以上 176,100 円未満である世帯	0	29,500
D10	保育料算定区民税所得割額が 176,100 円以上 194,100 円未満である世帯	0	31,300
D11	保育料算定区民税所得割額が 194,100 円以上 212,100 円未満である世帯	0	33,200
D12	保育料算定区民税所得割額が 212,100 円以上 230,100 円未満である世帯	0	34,800
D13	保育料算定区民税所得割額が 230,100 円以上 248,100 円未満である世帯	0	36,700
D14	保育料算定区民税所得割額が 248,100 円以上 257,100 円未満である世帯	0	38,200
D15	保育料算定区民税所得割額が 257,100 円以上 266,100 円未満である世帯	0	39,800
D16	保育料算定区民税所得割額が 266,100 円以上 275,100 円未満である世帯	0	41,300
D17	保育料算定区民税所得割額が 275,100 円以上 284,100 円未満である世帯	0	42,900
D18	保育料算定区民税所得割額が 284,100 円以上 329,100 円未満である世帯	0	46,500
D19	保育料算定区民税所得割額が 329,100 円以上 374,100 円未満である世帯	0	52,400
D20	保育料算定区民税所得割額が 374,100 円以上 419,100 円未満である世帯	0	57,500
D21	保育料算定区民税所得割額が 419,100 円以上 529,000 円未満である世帯	0	61,600
D22	保育料算定区民税所得割額が 529,000 円以上 693,600 円未満である世帯	0	61,700
D23	保育料算定区民税所得割額が 693,000 円以上 1,056,600 円未満である世帯	0	61,800
D24	保育料算定区民税所得割額が 1,056,600 円以上である世帯	0	61,900

※令和 5 年 4 月から令和 5 年 8 月までは、令和 4 年度分特別区民税所得割額及び均等割額を適用し、令和 5 年 9 月から令和 6 年 8 月までは、令和 5 年度分特別区民税所得割額及び均等割額を適用します。

※原則、多子世帯の場合、第 1 子の年齢により異なりますが、第 2 子以降が半額もしくは無料となります。

※保育料の年齢は、令和 5 年 4 月 1 日現在の年齢となります。

〔延長保育料〕

- ・区立延長保育料（平成 14 年改定）

月額 4,000 円 日額 400 円（月額・日額共に A・B 階層は免除となります）

※1 日単位（スポット）利用は平成 13 年 4 月より開始。

- ・私立延長保育料

自主事業により各保育園が定める金額となります。

【年齢別保育所入所児の状況】

(各年度4月1日現在)

年度	区 分	施設数	定 員	年 齢 別 在 籍 人 員					
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	計
28	区 立	19	2,026	186	317	367	393	798	2,061
	公設民営	3	314	33	50	56	59	126	324
	私 立	25	2,047	205	343	365	342	501	1,756
	計	47	4,387	424	710	788	794	1,425	4,141
29	区 立	19	2,026	168	355	372	416	791	2,102
	公設民営	2	215	21	30	37	43	86	217
	私 立	39	2,768	289	477	503	498	657	2,424
	計	60	5,009	478	862	912	957	1,534	4,743
30	区 立	19	1,979	186	299	350	408	789	2,032
	公設民営	2	215	21	31	37	43	84	216
	私 立	52	3,380	325	607	594	575	876	2,977
	計	73	5,574	532	937	981	1,026	1,749	5,225
元	区 立	19	1,979	175	301	336	417	787	2,016
	公設民営	2	215	21	31	37	43	88	220
	私 立	59	3,881	356	687	713	637	1,069	3,462
	計	80	6,075	552	1,019	1,086	1,097	1,944	5,698
2	区 立	19	1,979	163	296	332	395	796	1,982
	公設民営	2	215	19	30	36	43	88	216
	私 立	65	4,142	329	725	795	728	1,217	3,794
	計	86	6,336	511	1,051	1,163	1,166	2,101	5,992
3	区 立	18	1,878	138	280	314	381	720	1,833
	公設民営	2	215	21	31	37	43	83	215
	私 立	69	4,528	312	729	822	801	1,348	4,012
	計	89	6,621	471	1,040	1,173	1,225	2,151	6,060
4	区 立	17	1,771	140	267	290	335	636	1,668
	公設民営	2	215	15	31	36	39	89	210
	私 立	73	4,808	287	765	819	801	1,476	4,148
	計	92	6,794	442	1,063	1,145	1,175	2,201	6,026
5	区 立	16	1,652	95	247	270	296	605	1,513
	公設民営	2	215	16	31	33	40	82	202
	私 立	75	4,970	306	809	840	822	1,555	4,332
	計	93	6,837	417	1,087	1,143	1,158	2,242	6,047

25. 小規模保育事業

保育課

小規模保育事業は、比較的小規模で、家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施する事業です。

保育人数が6人から19人で、0歳～2歳の子どもを保育することが特徴です。

【小規模保育事業一覧表】

(令和5年4月1日現在)

名 称		所 在 地	電 話	定員	0歳	1歳	2歳
				人	人	人	人
A型	このえ駒込小規模保育園	駒込3-3-16 サンハイツ駒込1F	(5972)4990	11	3	4	4
	ドリームキッズすがも保育園	巣鴨3-22-11 ベリエステ巣鴨1F	(5980)7651	12	2	5	5
	おうち保育園すがも	巣鴨5-23-8 ソシエ巣鴨1F	(5972)1224	12	2	6	4
	おうち保育園おおつか	南大塚3-32-1 大塚S&Sビル1F 101号	(6912)9960	12	0	6	6
	南大塚早樹保育園	南大塚3-41-10 上の台レジデンス1F	(5927)9006	16	3	7	6
	ドリームキッズかみいけ保育園	上池袋2-9-8 野本ビル1F	(6903)4674	12	4	4	4
	東池袋早樹保育園	東池袋2-13-7 東急ドエル・アルス大塚台1F	(6907)3547	12	2	5	5
	森のなかま保育園 東池袋ルーム	東池袋3-23-8	(5956)1023	6	0	2	4
	ドリームキッズにし池袋保育園	西池袋5-17-11 ルート西池袋ビル1F	(6907)3998	19	5	8	6
	やまのみ池袋保育園	西池袋5-26-16	(6905)8730	18	2	8	8
	イルカ保育園	池袋2-15-2 武蔵屋第二ビル1F	(5391)3818	12	3	5	4
	ソラーナ目白	目白5-25-6 コワ化ビル1F	(3565)6270	16	5	7	4
	おうち保育園南ながさき	南長崎3-16-17 青木ビル1F	(6908)3688	9	0	4	5
森のなかま保育園 東長崎ルーム	南長崎4-24-4	(5988)4503	18	6	6	6	
B型	巣鴨らるスマート保育所	巣鴨4-34-6	(6903)5321	6	0	0	6
	目白らるスマート保育所	高田3-20-1 斉藤ビル1F	(6907)1791	12	2	5	5
C型	北大塚すくすくルーム	北大塚3-18-19	(3910)8533	9	2	4	3
	子ごころ園 西池袋	調整中	調整中	6	1	2	3
	長崎すくすくルーム104	長崎5-9-15 ベルメゾン長崎104号	(6905)8492	6	0	0	6
	長崎すくすくナーサリー	長崎5-9-15 ベルメゾン長崎105号	(3974)3335	9	1	5	3

26. 家庭的保育事業

保育課

家庭的保育事業は、家庭的保育者が、家庭的な雰囲気の中で、少人数のお子さんを対象にきめ細やかな保育をする事業です。

【家庭的保育事業一覧】

(令和5年4月1日現在)

	名 称	定員	0歳	1歳	2歳
		人	人	人	人
1	高田チャイルドルーム	5	0	0	5
2	要町ひよこ保育室	3	0	3	0

27. 認証保育所

保育課

〔事業開始：平成13年12月〕

認可保育所に準ずる施設として東京都の認証を受けた保育所に対して、区内に在住する児童の入所数に応じた運営費の助成を行っています。また、区内に一定の条件を満たす認証保育所を開設する場合に、施設改修経費を助成する

制度もあります。

平成23年度から、認証保育所利用者に対する保育料負担軽減補助を行っています。

【区内の認証保育所】

(令和5年4月1日現在)

名 称		所 在 地	電 話	定 員
				名
A型	保育所まゐむ東池袋駅前園	東池袋4-21-1 アウルタワー1F	(3980)5511	30
	ポピンズナーサリースクール池袋	池袋本町4-46-11 ブラウドシティ池袋本町1F	(5957)2145	32
	グローバルキッズ南長崎園	南長崎4-5-20 アイテラス落合南長崎3F	(3950)0405	30
B型	つくしんぼ保育所	北大塚1-11-19 ヴィラノア1F	(3949)7323	20
	あゆみ保育園	雑司が谷2-7-16	(3971)0972	19

28. 認可外保育施設等利用者への施設等利用費（国の制度） 保育課

〔事業開始：令和元年10月〕

幼児教育・保育の無償化対象施設等を利用した、保育の必要性の認定を受けた保護者に対して、3～5歳児クラスの児童は月額37,000円、0～2歳児クラスで非課税世帯

の児童は月額42,000円を上限として補助金を交付しています。

29. 私立幼稚園等園児保護者補助金 保育課

(1) 入園時補助金（区の制度）

入園時の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とし、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に補助金を交付しています。

【対象世帯】

所得の基準(令和3年度区市町村民税所得割課税額)	補助金
所得割課税額 420,000円以下の世帯	50,000円

※納入した入園料の額が補助金額（50,000円）に満たない場合は、入園料の金額を補助。

【交付状況】

年 度	30	元	2	3	4
交 付 額	12,570 千円	19,650 千円	17,500 千円	15,300 千円	14,670 千円
件 数	419 件	393 件	350 件	306 件	294 件

(2) 園児保護者負担軽減補助金（都の制度）

幼児教育の振興と充実を図ることを目的とし、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に補助金を交付しています。

【対象世帯】

世帯区分	所得の基準（上限額） （令和3年度区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯、世帯区分2のうちひとり親世帯等	6,200 円	6,200 円	6,200 円
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、世帯区分3のうちひとり親世帯等	3,200		
3	所得割課税額 77,100円以下の世帯	1,800	1,800	5,600
4	所得割課税額 211,200円以下の世帯			5,000
5	所得割課税額 256,300円以下の世帯			1,800
6	所得割課税額 256,300円を超える世帯			1,800

※ 第1子：同一世帯から1人就園の場合及び2人以上就園している場合の最年長者

※ 第2子：同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者

※ 第3子以降：同一世帯から3人以上就園している場合の第1子、第2子以外の幼児

※ ひとり親世帯：保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

ウ 身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅に限る。）

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅に限る。）

ク その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの

【 交付状況 】

年 度	30	元	2	3	4
交 付 額	34,699 千円	29,769 千円	27,433 千円	26,657 千円	26,931 千円
件 数	763 件	1,497 件	1,593 件	1,546 件	1,514 件

(3) 園児保護者補助金（区の制度）

幼児教育の振興と充実を図ることを目的とし、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に、幼児1人について第1子

は月額6,000円、第2子以降は月額4,000円の補助金を交付しています。（所得制限なし）

【 交付状況 】

年 度	30	元	2	3	4
交 付 額	102,075 千円	70,860 千円	54,231 千円	51,526 千円	51,413 千円
件 数	1,715 件	1,667 件	1,369 件	1,307 件	1,327 件

(4) 施設等利用費（国の制度）令和元年10月から

当該年度内に保護者が納入した入園料・保育料につき、月額25,700円を上限として補助金を交付しています。（所得制限なし）

【 交付状況 】

年 度	元	2	3	4
交 付 額	256,611 千円	481,240 千円	451,623 千円	434,588 千円
件 数	1,743 件	1,952 件	1,543 件	1,473 件

30. 特定教育・保育施設特定負担額補助金 保育課

子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園に在籍する園児保護者が特定負担額を支払った場合、補助金を交付する。

(1) 入園料相当（国の制度）

当該年度に私立幼稚園等に入園した場合、納入した入園料の一部に対し幼児の保護者に補助金を交付しています。

【 対象世帯 】

所得の基準(令和3年度区市町村民税所得割課税額)	補助金
所得割課税額 420,000円以下の世帯	50,000円

※入園に係る保護者負担額が補助金額（50,000円）に満たない場合は、負担額の金額を補助。

(2) 入園料相当を除く（都及び区の制度）

私立幼稚園等に在籍する園児の保護者が納入した特定負担額(入園料相当を除く、教育・保育の質の向上を図るための費用)の一部に対し幼児の保護者に補助金を交付しています。

【対象世帯】

世帯区分	所得の基準（上限額） （令和3年度区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯、世帯区分2のうちひとり親世帯等	円 12,200	円 10,200	円 10,200
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、世帯区分3のうちひとり親世帯等	9,200	10,200	10,200
3	所得割課税額 77,100円以下の世帯	7,800	5,800	10,200
4	所得割課税額 211,200円以下の世帯	7,800	5,800	9,600
5	所得割課税額 256,300円以下の世帯	7,800	5,800	9,600
6	所得割課税額 256,300円を超える世帯	7,800	5,800	5,800

【交付状況】

年 度		30	元	2	3	4
(1)入園料相当	交 付 額	千円 2,250	千円 3,250	千円 3,550	千円 4,030	千円 3,452
	件 数	人 75	人 65	人 71	人 81	人 70
(2)入園料以外	交 付 額	千円 —	千円 3,492	千円 16,840	千円 17,714	千円 17,954
	件 数	人 —	人 219	人 366	人 349	人 341

31. 外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金 学務課

外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者の授業料負担を軽減するために児童・生徒1人について月額6,000円の補助金を交付しています。（所得制限なし）

【対象者】

外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者であり、豊島区の住民基本台帳等に記載されている外国人住民であって、授業料を納入したもの。

【交付状況】

年 度	30	元	2	3	4
交 付 額	千円 7,188	千円 7,446	千円 7,530	千円 7,572	千円 7,566
件 数	人 113	人 218	人 212	人 215	人 222

32. 放課後対策事業（子どもスキップ） 教育委員会

〔事業開始：平成16年4月〕

小学校施設等を活用し、全児童を対象とする育成事業と学童クラブを総合的に展開する事業です。

放課後や学校休業日に、子どもの安全安心な居場所とし

て、遊び・交流・学びあいの機会と場を豊かにし、児童の健全育成に資することを目的としています。

(1) 施設の概要

(令和5年4月1日現在)

	名称	実施時期	実施形態	住所	電話
1	子どもスキップ 仰 高	平成22年4月	敷地内型	豊島区駒込 5-1-19	3949-1307
2	子どもスキップ 駒 込	平成19年4月	校舎内型	豊島区駒込 3-13-1	3915-2411
3	子どもスキップ 巢 鴨	平成17年4月	校舎内型	豊島区南大塚 1-24-10	3944-4531
4	子どもスキップ 清 和	平成21年4月	隣接型	豊島区巢鴨 3-13-12	3910-5417
5	子どもスキップ 西巢鴨	平成17年4月	隣接型	豊島区西巢鴨 2-14-11	3915-2301
6	子どもスキップ 豊 成	平成25年11月	敷地内型	豊島区上池袋 1-18-24	3940-4735
7	子どもスキップ 朋 有	平成19年2月	敷地内型	豊島区東池袋 4-40-1	3987-6904
8	子どもスキップ 朝 日	平成17年7月	校舎内型	豊島区巢鴨 5-33-1	3940-6068
9	子どもスキップ 池袋第一	平成20年4月	校舎内型	豊島区上池袋 4-28-1	3916-3441
10	子どもスキップ 池袋本町	平成28年8月	校舎内型	豊島区池袋本町 1-43-1	3988-5176
11	子どもスキップ 池袋第三	平成19年4月	敷地内型	豊島区西池袋 3-14-3	5952-0755
12	子どもスキップ 池 袋	平成25年10月	校舎内型	豊島区池袋 4-23-8	3988-5254
13	子どもスキップ 南池袋	平成16年4月	隣接型	豊島区南池袋 3-5-12	3981-5460
14	子どもスキップ 高 南	平成18年4月	校舎内型	豊島区高田 2-12-7	3987-1877
15	子どもスキップ 目 白	平成26年10月	校舎内型	豊島区目白 2-11-6	3983-6714
16	子どもスキップ 長 崎	平成22年4月	校舎内型	豊島区长崎 2-6-3	5995-6025
17	子どもスキップ 要	平成24年4月	敷地内型	豊島区要町 2-3-20	3974-7397
18	子どもスキップ 椎名町	平成20年4月	校舎内型	豊島区南長崎 4-30-5	3953-6451
19	子どもスキップ 富士見台	平成18年4月	校舎内型	豊島区南長崎 1-10-5	3565-2955
20	子どもスキップ 千 早	平成27年4月	校舎内型	豊島区千早 3-33-5	3974-1665
21	子どもスキップ 高 松	平成17年4月	校舎内型	豊島区高松 2-57-22	3974-1020
22	子どもスキップ さくら	平成17年7月	校舎内型	豊島区长崎 6-16-1	3956-8177

(2) 事業の概要

教育課程 実施日	学童クラブ	授業終了後～18時 (延長利用～19時 有)
	一般利用	当該小学校の放課後～18時
学 校 休 業 日	学童クラブ	9時～18時 (8時15分～9時前利用 有) (延長利用～19時 有)
	一般利用	9時～18時

①利用時間 ※土曜日は年間を通じ、17時まで

②休 業 日：日曜日、国民の祝日、年末年始

③活動場所：子どもスキップ内の施設、小学校の校庭、
体育館等

④対象児童：豊島区在住の小学生及び当該小学校在校児童

⑤一般利用の利用形態

ア. 一度帰宅してから利用

イ. 帰宅せずに直接利用（保護者との約束が必要）

※除外日あり

(3) 利用の実績

年 度	30	元	2	3	4
学童クラブ利用児童数	328,136	332,612	301,787	412,258	469,620
一 般 利 用 児 童 数	207,624	184,217	390	3,395	56,411

(4) 施設の概要

(令和5年4月1日現在)

	学 童 ク ラ ブ 名	設 置 場 所	電 話	対 象 児 童 の 主 な 在 学 校	開 設 年 月 日
1	仰高学童クラブ	子どもスキップ 仰高内	3949-1307	仰 高 小 学 校	平 22. 4. 1
2	駒込学童クラブ	子どもスキップ 駒込内	3915-2411	駒 込 小 学 校	平 19. 4. 1
3	巣鴨学童クラブ	子どもスキップ 巣鴨内	3944-4531	巣 鴨 小 学 校	平 17. 4. 1
4	清和学童クラブ	子どもスキップ 清和内	3910-5417	清 和 小 学 校	平 21. 4. 1
5	西巣鴨学童クラブ	子どもスキップ 西巣鴨内	3915-2301	西 巣 鴨 小 学 校	平 17. 4. 1
6	豊成学童クラブ	子どもスキップ 豊成内	3940-4735	豊 成 小 学 校	平 25. 11. 1
7	朋有学童クラブ	子どもスキップ 朋有内	3987-6904	朋 有 小 学 校	平 19. 2. 1
8	朝日学童クラブ	子どもスキップ 朝日内	3940-6068	朝 日 小 学 校	平 17. 7. 19
9	池袋第一学童クラブ	子どもスキップ 池袋第一内	3916-3441	池袋第一小学校	平 20. 4. 1
10	池袋本町学童クラブ	子どもスキップ 池袋本町内	3988-5176	池袋本町小学校	平 28. 8. 29
11	池袋第三学童クラブ	子どもスキップ 池袋第三内	5952-0755	池袋第三小学校	平 19. 4. 1
12	池袋学童クラブ	子どもスキップ 池袋内	3988-5254	池 袋 小 学 校	平 25. 10. 1
13	南池袋学童クラブ	子どもスキップ 南池袋内	3981-5460	南池袋小学校	平 16. 4. 1
14	高南学童クラブ	子どもスキップ 高南内	3987-1877	高 南 小 学 校	平 18. 4. 1
15	目白学童クラブ	子どもスキップ 目白内	3983-6714	目 白 小 学 校	平 26. 10. 1
16	長崎学童クラブ	子どもスキップ 長崎内	5995-6025	長 崎 小 学 校	平 22. 4. 1
17	要学童クラブ	子どもスキップ 要内	3974-7397	要 小 学 校	平 24. 4. 1
18	椎名町学童クラブ	子どもスキップ 椎名町内	3953-6451	椎 名 町 小 学 校	平 20. 4. 1
19	富士見台学童クラブ	子どもスキップ 富士見台内	3565-2955	富士見台小学校	平 18. 4. 1
20	千早学童クラブ	子どもスキップ 千早内	3974-1665	千 早 小 学 校	平 27. 4. 1
21	高松学童クラブ	子どもスキップ 高松内	3974-1020	高 松 小 学 校	平 17. 4. 1
22	さくら学童クラブ	子どもスキップ さくら内	3956-8177	さ くら 小 学 校	平 17. 7. 1

(5) 学童クラブ利用状況

年 度	30	元	2	3	4
学童クラブ数	22	22	22	22	22
利 用 児 童 数	328,136	332,612	301,787	412,258	469,620

33. 中高生センター（ジャンプ） 子ども若者課

〔事業開始：平成19年4月〕

中高生センター「ジャンプ」は中高生が作る中高生のための居場所です。

中高生等が自主的に音楽・芸術・スポーツ活動、友だちとの情報交換など様々な選択肢を用意しています。職員は中学生・高校生の自主的な活動を支援しています。

ジャンプ東池袋では、スタジオでのバンド練習の他、卓

球や、ビリヤード、ダンス等ができるスペースがあります。

ジャンプ長崎では、個別に仕切られた学習室、料理やお菓子作りができるクッキングスタジオ、バンド練習やダンス等の練習ができる音楽スタジオがあります。

(1) 施設の名称

名 称	実施期間	住 所	電 話
ジャンプ東池袋	平成19年4月～	東池袋2-38-10 (仮施設：東池袋4-27-10 サンソウゴ池袋ビル3F)	3971-4931
ジャンプ長崎	平成24年4月～	長崎2-24-13	3972-0035

※建物の改修工事のため、東池袋は令和6年1月まで仮施設へ移転中。

(2) 事業の内容

① 事業の内容

- ・センターの施設及びその備えつけの器具類の公開利用
- ・中高生等の遊びの指導及び心身の健全な育成
- ・中高生等文化及び芸術活動
- ・中高生等の体力増進
- ・中高生等の相談事業
- ・中高生等に係る情報の提供
- ・地域組織等との連携、協力及び交流

② 利用時間

月曜日から金曜日
午前10時～午後8時まで
ただし、中学生は午後7時まで
土曜日・日曜日
午前10時～午後6時まで

③ 休業日

国民の祝日、年末年始

④ 利用対象者

区内在住・在学の中高生など

(3) 利用の実績

年 度	30	元	2	3	4
	人	人	人	人	人
中 学 生	12,097	15,041	11,815	17,408	16,835
高 校 生	14,799	14,145	6,947	7,446	10,622
計	26,896	29,186	18,762	24,854	27,457